

台湾における適合性の原則の現状と動向

報告者 饒志民

台湾高雄地方裁判所判事

アメリカの有力投資銀行であるリーマン・ブラザーズ・ホールディングスはサブプライム住宅ローン危機による損失拡大により、2008年9月15日にアメリカで連邦倒産法第11章を申請して経営破綻し、いわゆるリーマン・ショックが起きた。台湾の投資家が保有する仕組み債も元本返済不能の状態に陥って大きな損失を被ってしまい、一般投資家の被害件数は5万件を超えた。台湾もその問題を重視し、金融機関が販売した金融商品が消費者に適合しているか、消費者がその商品の投資運用を理解できるか、金融機関の担当者が金融商品について消費者に十分に説明しているかなどを重ねて検討していた。その背景を契機として、台湾はイギリス法、EU法、日本法などの法制度を参考に、2011年6月29日に「金融消費者保護法」（以下「金保法」をいう）を制定し、同年12月30日施行した。現在まで4回の小幅な改正を経ってきた。

金保法の主務官庁は金融管理監督委員会である（以下「金管会」をいう）。金保法では、金融サービス業者（銀行業者、保険業者、証券業者、先物業者、電子決済業者など）を定義づけているほか、金融消費者をも定義づけている（適用除外の定めもある）。適合性の原則について、「金融サービス業者は金融消費者と金融商品またはサービスを提供する契約を締結する前に、金融消費者に関する資料を十分に理解すべきであり、もって、その商品またはサービスの当該金融消費者に対する適合性を確保する」と規定している（金保法9条1項）。説明義務についても、「金融サービス業者は金融消費者と金融商品またはサービスを提供する契約を締結する前に、金融消費者に当該金融商品またはサービスの重要な内容を十分に説明し、かつそのリスクを十分に開示しなければならない。」と規定している（金商法10条1項）。そして、金融サービス業者は複雑な高リスク金融商品を金融消費者に説明する時、録音またはビデオ撮影をしておくことが義務化されている（金商法10条4項）。金管会も「金融サービス業が金融消費者に適合する金融商品またはサービスに関する規則」と「金融サービス業が金融商品またはサービスを提供する前の契約の重要内容とリスク開示にする規則」を制定した。金融サービス業者はそれに違反した場合、金融消費者に対して損害賠償責任を負わなければならない（金保法11条）。更に、裁判所は金融消費者の請求により、侵害の事情を斟酌して損害額の3倍以下（過失によって生じた損害の場合、損害額の以下）の懲罰的賠償を決定することができる（金保法11条の3）。

金保法が施行されてから10年以上を経ったが、まだ多くの不足点があるかもしれないと思われる。今後も引き続き注意すべきである。